

## 平塚市自然環境アドバイザー設置要綱

### (目的)

第1条 平塚市の自然環境保全や生態系管理、環境学習などについて、専門家の意見を聞くため、平塚市自然環境アドバイザー（以下、自然環境アドバイザー）という。）を設置する。

### (職務)

第2条 自然環境アドバイザーは、市の求めに応じ、本市の自然環境保全に関し、専門的な立場から助言し、又は必要に応じ調査を行うものとする。

### (選任)

第3条 自然環境アドバイザーは、市民団体「ひらつか生物多様性推進協議会」のメンバーの中から、本人の同意（第1号様式）に基づき、平塚市長が選任する。

### (対象の分野)

第4条 自然環境アドバイザーの専門分野は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然環境全般・生物多様性
- (2) 植物
- (3) 昆虫
- (4) 両生・爬虫類
- (5) 哺乳類
- (6) 鳥類
- (7) 魚類・甲殻類・水生貝類
- (8) 環境学習（自然環境分野に限る）

### (任期)

第5条 自然環境アドバイザーの任期は、特に定めない。

### (庶務)

第5条 自然環境アドバイザーに関する庶務は、環境部環境保全課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月24日から施行する。

# 同意書

年 月 日

（宛先）  
平 塚 市 長

平塚市自然環境アドバイザー設置要綱第3条の規定により、自然環境アドバイザーとして選任されることに同意します。

専門分野 \_\_\_\_\_

郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

所 属 等 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_